

(別添)

日看協発第 118 号
令和 3 年 6 月 4 日

各都道府県看護協会長 様

公益社団法人日本看護協会
会長 福井 トシ子



ワクチン接種業務に関する看護職確保のさらなる推進について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、「ワクチン接種のための潜在看護職のさらなる活用の事業について（協力依頼）」（日看協発第 89 号、令和 3 年 5 月 20 日）でご案内いたしました事業の実施に伴い、「看護職員確保対策事業等実施要項」の一部が改正され、ナースセンター事業に新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種人材確保業務を実施することが明記されました。（別紙 1）

あわせて、厚生労働省医政局看護課と本会にて運営等について調整し、厚生労働省より事業に関する通知が発出されました。（別紙 2）

本事業に基づき、ワクチン接種業務に就業した看護職を対象に就業準備金（3 万円）が支給されます。都道府県看護協会・ナースセンターの皆様におかれましては、ワクチン接種業務への就業支援に加え、ワクチン接種業務に関する研修の企画・運営および受講の支援、対象者からの就業準備金の支給申請につきまして、下記の要領等をご参照のうえ、必要な支援等を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、ワクチン接種業務の求人について、多数の都道府県ナースセンターより、無料職業紹介事業では求人登録できない謝金支払いの求人を希望される自治体が多いとのご相談を頂きました。厚生労働省医政局看護課と検討の結果、ワクチン接種業務の求人に限り、都道府県ナースセンターの看護職確保支援の対象とする（但し、無料職業紹介事業とは別の扱いとして対応）こととなりました。詳細につきましては、下記の資料をご参照ください。

新たな業務が重なりご負担をおかけすることとなり大変恐縮ですが、ご対応いただきますよう合わせてお願い申し上げます。

記

- | | | | |
|------|---------------------------------|---|-----|
| 資料 1 | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種人材確保業務運営要領 | … | 1 式 |
| 資料 2 | ワクチン接種業務に関する謝金支払い求人の対応について | … | 1 部 |

以上

【お問い合わせ】

公益社団法人日本看護協会
労働政策部 中央ナースセンター課
（担当：安達、小林）
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
TEL：03-5778-8561/FAX：03-5778-5602
E-mail：ncenter@nurse.or.jp